



【発信日】令和3年1月26日

【問合わせ先】

大野市役所結とびあ（1階2番窓口）

民生環境部健康長寿課 担当：清水

電話 0779-65-7333 内線 4112

「越前おおの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	越前おおの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	老人福祉法や介護保険法の規定に基づき、高齢者が自分の住み慣れた住まいや地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉の施策や介護保険サービスの目標量などを示した計画です。 令和3年度から5年度までの3年間を期間とし策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和3年2月1日（月） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉支所 ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供

6	意見等の受付期間	令和3年2月1日（月）から令和3年2月15日（月）まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ） ・意見等を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。 様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	<p>大野市民生環境部健康長寿課（大野市役所結とぴあ1階2番窓口） 〒912-0084 大野市天神町1番19号 電話 0779-65-7333（内線4112） ※電話での意見提出は不可 ファクシミリ 0779-66-0294 Eメール kenko@city.fukui-ono.lg.jp</p>

越前おおの高齢者福祉計画

・ 第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～5 年度）（案）



1 計画策定の趣旨と背景

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢化が急激に進行する中、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加など高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる生涯活躍社会を実現するため策定します。

越前おおの高齢者福祉計画（第 8 期介護保険事業計画「令和 3～5 年度」）は、越前おおの高齢者福祉計画（第 7 期介護保険事業計画「平成 30～令和 2 年度」）を継承しつつ、国の介護保険制度改正に対応するとともに、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、今後 3 年間に取り組む施策を明らかにしています。

2 計画の基本目標と重点課題

基本理念

高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの

(1) 基本目標

- ①高齢者が生きがいを持って活躍できる地域づくりの推進
- ②地域包括ケアシステムの深化・推進
- ③介護保険サービス基盤の整備

(2) 重点課題と取組

重点課題	主な取組
①高齢者の積極的社会参加	○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ○高齢者の外出支援
②健康の保持増進と自立支援	○高齢者の健康づくり事業の推進 ○保健事業と介護予防の一体的な実施
③介護サービスの基盤整備と質の向上	○適正な介護サービスの確保 ○介護給付適正化の実施
④認知症対策の推進	○認知症高齢者の見守り体制の充実 ○認知症の予防や早期発見、早期治療へのつなぎ
⑤地域での支え合いの仕組みづくり	○地域における支え合いの体制づくりの推進 ○地域の見守り体制の推進
⑥在宅医療と在宅介護の連携	○医療と介護の多様な職種による連携推進 ○かかりつけ医の普及啓発
⑦介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進	○介護を行う家族への相談・支援体制の強化 ○高齢者の権利擁護のための支援
⑧介護人材の確保と育成・質の向上	○介護職への理解促進とイメージアップの推進 ○研修の充実や情報提供による資質の向上

3 高齢者をめぐる現状と推計

(1) 高齢者人口

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	32,630	32,172	31,717	31,259	30,345	21,854
65歳～74歳	5,483	5,381	5,279	5,177	4,971	3,276
75歳以上	6,272	6,335	6,397	6,459	6,585	6,101
高齢者数	11,755	11,716	11,676	11,636	11,556	9,377
高齢化率	36.03%	36.42%	36.81%	37.22%	38.08%	42.91%

※令和2年度は4月1日現在の住民基本台帳人口
令和3年度以降は住民基本台帳人口を基礎数値として推計人口

(2) 要介護認定者

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1・2	452	453	456	457	455	405
要介護1～5	1,711	1,745	1,754	1,768	1,784	1,667
合 計	2,163	2,198	2,210	2,225	2,239	2,072
認定率	18.6%	18.8%	18.9%	19.1%	19.4%	22.1%

※令和2年度は前年度末日の実績
令和3年度以降は、前年度末日の状況を推計

4 介護保険サービスの現状と見込み

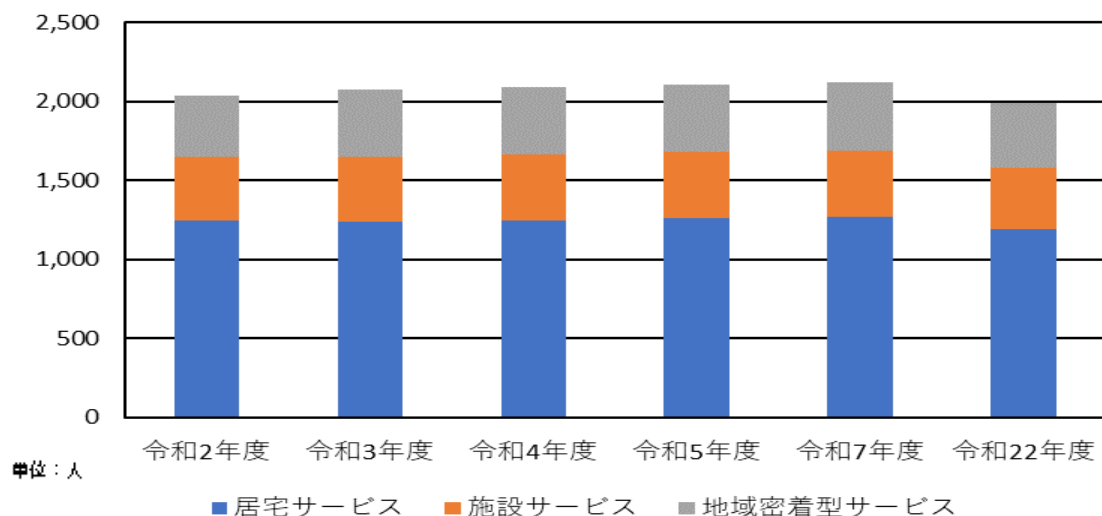
要介護認定者の増加などに伴い、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスとも、利用者が増加すると見込んでいます。

介護サービス利用者

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	1,248	1,240	1,250	1,262	1,273	1,189
施設サービス	402	410	412	415	418	393
地域密着型サービス	387	424	426	430	435	407
合 計	2,037	2,074	2,088	2,107	2,126	1,989

※令和2年度の利用者数は介護保険事業状況報告（4月サービス提供分月報）より抜粋
令和3年度以降は年度平均利用者数として推計

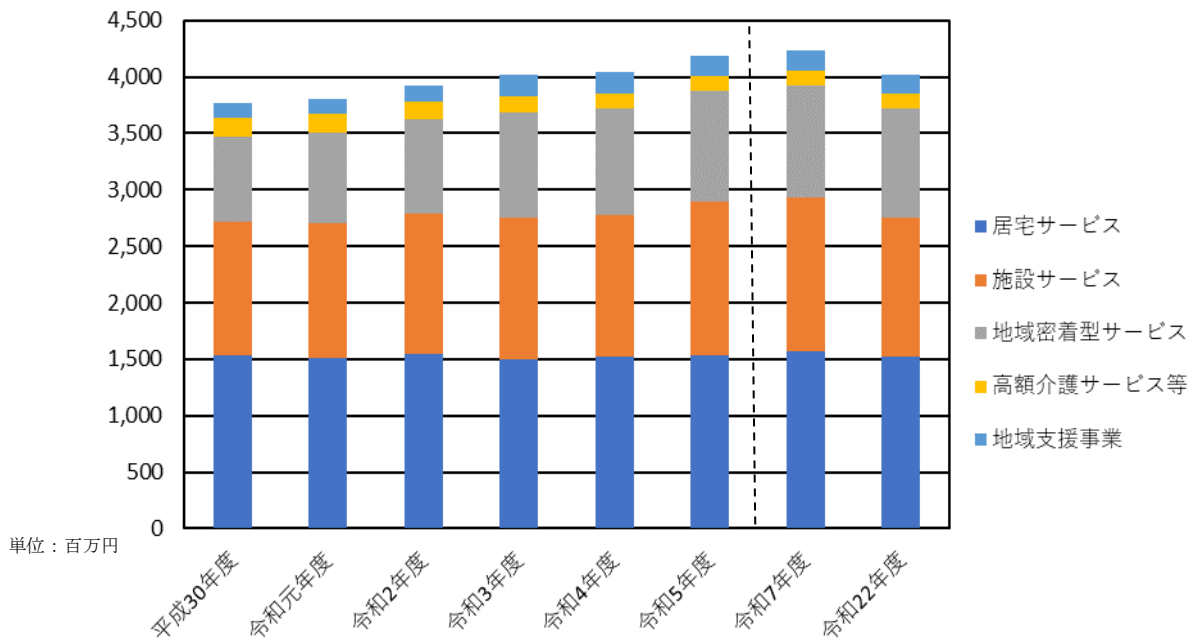


5 介護保険給付費の現状と見込み額

第8期給付費総額は、第7期比+6.5%の伸び率を見込んでいます。

(単位：百万円)

区 分		居宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス	高額介護等	地域支援事業	給付費総額	
第7期	H30年度	1,540	1,177	756	165	130	3,768	11,499
	R1年度	1,505	1,202	796	166	136	3,805	
	R2年度	1,545	1,239	837	163	142	3,926	
第8期	R3年度	1,498	1,251	940	140	185	4,015	12,246
	R4年度	1,522	1,251	948	130	188	4,039	
	R5年度	1,532	1,361	980	130	188	4,192	
2025年度 (R7年度)		1,566	1,363	990	131	185	4,235	
2040年度 (R22年度)		1,524	1,233	965	135	161	4,018	



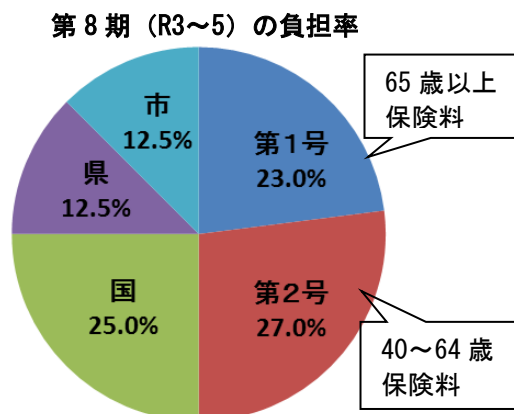
6 地域密着型サービスの整備計画

指定年度	指定サービス・規模	事業所数	指定校区
令和4年度	認知症対応型共同生活介護 (9人規模)	1	開成中学校区

7 介護保険給付費に対する負担率

第8期の介護保険給付費に対する負担率は、保険料として、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%、公費として、国が25%、県と市が各12.5%となります。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担率は、国が全国ベースの人口比率で改定します。



8 65歳以上(第1号被保険者)の保険料

<第8期介護保険料>

介護保険サービス見込み量から算出した65歳以上の方の保険料基準額は、現行どおり6,000円を維持します。保険料は令和3～5年度の3年間は同じ保険料率です。

段階	区分	保険料率	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 ・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30	1,800円
第2段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50	3,000円
第3段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70	4,200円
第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,400円
第5段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00 (基準額)	6,000円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,200円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,800円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,000円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.70	10,200円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	10,500円

※第1～3段階については、公費負担による軽減後の保険料率及び保険料月額を記載しています。

<基金の取り崩し等>

保険料の算定は、3年間で介護給付費準備基金積立金を1億8千万円取り崩すこととして算出したものであり、介護給付費の実績などに応じて取り崩すこととなります。